

# 「高等学校等就学支援金」(国の授業料補助)申請手続

(令和4年4月～6月分・新1年生)

☆高等学校等就学支援金の申請方法☆

申請をしなければ支援は受けられません！

## 1 提出書類

保護者等の令和3年度「市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額」(父母合計額)が304,200円未満の方が対象になります。(政令指定都市の場合、調整控除の額に3/4を乗じる)

ご自身が対象かどうか不明の場合でも申請を行ってください。(申請をしなければ対象でも受けることが出来ません) 申請後、県にて対象者かどうか判断をして頂けます。

オンライン申請・e-Shienで個人番号を入力する

- ・ **4月23日(土)までに**、次の①・②を行ってください。

※特に希望が無い場合でも必ず「意向無し」として登録をお願いいたします。

また、期日を過ぎて未申請の方については全て「意向無し」として県に申請いたしますのでご了承ください。

- ① e-Shienシステムにログインしてください。( <https://www.e-shien.mext.go.jp/> )
- ② 配付された「ログインID通知書」に記載のログインID及びパスワードを入力し、必要事項を入力し、システム上で提出を行ってください。

※原則として、マイナンバーについてもシステム上で入力をお願いいたします。

## 2 注意事項

- ・ **令和4年4月～6月分の、3か月分が支給対象**となります。
- ・ 令和4年7月以降分については、再度申請が必要になります。
- ・ 令和4年7月以降分の申請については別途通知(6月ごろ)により、申請していただきます。
- ・ 生活保護世帯の方は「生活保護受給証明書」のみの提出です。(福祉事務所長が発行。生活保護の始期・発行年月日が記載されたもの。「支給証」ではありません。)   
 \* 令和3年1月1日(6月申請時は、令和4年1月1日)時点で、生活保護を受けていることが分かる証明書が必要です。
- ・ マイナンバーで県にて確認が取れない場合には課税証明書(令和3年度)の提出をお願いする場合がございますのでご了承ください。

## 3 基準税額・補助額

【令和4年4～6月分】

令和3年度「市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額」 * 政令指定都市の場合、調整控除の額に3/4を乗じる	補助額
生活保護世帯 154,500円未満世帯	月額33,000円
304,200円未満世帯	月額9,900円

※授業料が補助額未満の場合授業料が上限となります。

#### 4 マイナンバー提出時の本人確認書類

学校の指定等により就学支援金の手続きを郵送で行う際には、別途本人確認資料を同封していただくことになります。同封する確認書類は次のとおりです。

- ① 生徒持参……不要（学校で生徒が在籍していることが確認できているため）
- ② 保護者等持参…運転免許証・パスポート等の写し※
- ③ 郵送……………運転免許証・パスポート等の写し※

※運転免許証・パスポート等の提出が困難な場合は健康保険の被保険者証・年金手帳等の2以上の書類の提示

【問い合わせ先】

☎ 045-681-7767

横浜女学院 事務室

担当：塩田・道林